

中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

第123回

日本企業の中国における事業再編（3）

- 現地法人間の合併 -

黒田法律事務所

安江 義成 、竹田昌史

中国に進出している日本企業の中には、グループ内の現地法人間の業務等が重複し、これらの統廃合による事業のスリム化を迫られている企業も多いと思われる。今回は、自社グループ内の現地法人の事業を再編する際の手法の1つとして活用される外商投資企業の合併、特に吸収合併を中心に説明する。

1 外商投資企業の合併に伴う留意点

Q1 日本企業甲社は、10年ほど前から中国各地に数社の生産型子会社を設立しましたが、業務の重複が生じており非効率な生産体制になっています。そのため、甲社は、生産型子会社のうち、B社をA社に吸収合併しようと考えています。中国において吸収合併を行う場合、主にどのような点に留意すればよいでしょうか。

A1 吸収合併のメリットを理解した上で、中国における外商投資規制、合併後の出資比率、債権債務の承継等について留意する必要があります。

（1） 合併の意義及びメリット

① 意義

中国にある複数の現地法人で業務が重複しており、業務の統合や現地法人の数を縮小する必要がある場合、前回説明した個別財産の譲渡といった手法を採ることも考えられる。

しかし、個別財産の譲渡の場合、譲り受ける側が譲受財産を選別できる反面、財産ごとに譲渡手続を採る必要がある。また、一方の現地法人は、必要な財産を他の現地法人に譲渡した後、清算しなければならず、却って手間がかかる場合もある。そのため、現地法人の事業再編にあたり、業務が重複する現地法人を包括的に統合するような場合には、合併という手法が採られることが多い。

合併とは、2つ以上の会社が、法律上の規定に従い、協議書等の締結を通じ

て1つの会社になることを指し（「外商投資企業の合併及び分割に関する規定」（以下「合併規定」という）第3条第1項）、その形態には、吸収合併と新設合併がある。吸収合併とは、1つの会社が他の会社を吸収して当該会社に参加させ、吸収する会社（以下、「吸収会社」という）は継続して存続し、加入する会社は解散し消滅することをいう。これに対し、新設合併とは、2つ以上の会社が合併して1つの新たな会社を設立し（以下、「新設会社」という）、合併前の各会社は解散することをいう（同条第2項）。

現地法人の事業再編の手法としては、いずれの合併形態を採用することも可能である。もっとも、新設合併の場合、新設会社は改めて会社設立に伴う審査許可機関の審査許可等を経なければならないため、吸収会社がそのまま存続する吸収合併と比べて、手間がかかってしまう。例えば、新たな場所で新たに事業を行うため、既存の現地法人を全て解散する等の特別な必要性がない限り、新設合併を採るメリットはあまりない。よって、實際上、自社グループ内の事業再編を行う際には、本件のように吸収合併を行うケースが多いといえる。

② 吸収合併のメリット

吸収合併には、主に以下のようなメリットがある。

ア) 清算等の手間の省略

通常、会社が解散決議後に清算を行う場合、幾つかのステップを踏むことになる。具体的には、清算委員会の設置、債権者への届出催告、会社財産の確定、労働関係の整理を含む各種債権債務の整理、余剰財産の分配、清算報告書の作成等が必要となる。

これに対して、現地法人を吸収合併する場合、合併により解散する会社（以下、「解散会社」という）の全資産及び債権債務は包括的に合併後の吸収会社に承継される。そのため、解散会社は、上記のような清算手続を経ることなく、元の審査許可機関に合併に伴う解散の申し出を行い、批准証書の返納及び企業登記の抹消登記手続を行えばよい（合併規定第18条、第31条）。ただし、吸収合併の場合、後述のとおり、解散会社は、自らの債権者に通知または公告を行い、債務承継計画案を説明しなければならず、債権者保護のための措置を採らなければならない。

イ) 経営の継続性

会社を清算する場合、清算期間中も会社自体は存続するが、清算と無関係の経営活動を行うことは禁止される（会社法第187条第3項）。しかし、吸収合併の場合、上記のとおり、解散会社の債権債務等は全て吸収会社に承継され、解散会社の業務も、吸収会社の経営範囲に含まれる限り、吸収会社が継続して経

営することができるため、合併の際には各現地法人が経営活動を中断することはない。

ウ) 手続の簡略性

現地法人の吸収合併は、外商投資企業の合併について規定する合併規定に従って合併手続を進めることになる。そのため、例えば、個別財産の譲渡と企業清算手続を組み合わせるといった複数の法律規定や手続を個別に検討する必要がない。

(2) 吸収合併に伴う一般的な留意点

① 外商投資規制の遵守及び経営範囲

日本企業が自社グループ内の事業を再編するために中国現地法人を吸収合併する場合、吸収会社は依然として外商投資企業であるため、「外商投資産業指導目録」等の外商投資関連規定に従わなければならない(合併規定第5条第2項)。例えば、自社グループ内の中外合弁会社が独資会社を吸収合併する場合で、吸収合併後に吸収会社である中外合弁会社の持分比率を変更するケースが考えられる。しかし、中外合弁会社の業務に関して「外商投資産業指導目録」上で中国側の持分支配制限が規定されていた場合、合併後の吸収会社においても、中国側の持分支配制限に従った出資比率としなければ、当該業務を引き続き行うことはできない。

合併後の会社の経営範囲については、合併前の各会社の経営範囲を承継することも変更することもできる。そして、仮に合併によってその従事する業務もしくは経営範囲に変更が生じる場合には、合併手続の履行に合わせて経営範囲の変更に関する審査許可を受けなければならない(合併規定第5条第3項)。

② 登録資本

吸収合併後の会社の登録資本の計算については、各会社の性質によって様々な計算方法が規定されている。有限責任会社間で合併した場合には、当然に合併後の会社も有限責任会社となる(合併規定第10条第1項)。そして、合併後の会社が有限責任会社である場合、その会社の登録資本金は、元の各会社の登録資本金の合計額となる(合併規定第11条第1項)。なお、有限責任会社が株式会社と合併する場合、株式会社の上場の有無によって合併後の会社の性質が決まり、それに応じて登録資本の計算も異なるため注意する必要がある。

③ 合併後の出資比率

有限責任会社間における吸収合併の場合、合併後の会社における各出資者の

出資比率については、出資者間の協議または資産評価機構による持分価格の評価結果に基づき決める（合併規定第12条）。もっとも、本件のように自社グループ内の事業再編の場合、解散会社と吸収会社の各出資者が共通することも多く、各出資者の協議で出資比率を決めることも多い。

④ 債権及び債務の承継

吸収合併は、合併に伴い解散会社における有形または無形の全ての資産が合併後の会社に包括的に承継される制度であり、合併後の会社は、解散会社から全ての債権及び債務を承継する（合併規定第25条）。よって、個別財産の譲渡のように個別の契約締結等は必要とされない。

もっとも、解散会社が負っていた債務の承継に関しては、解散会社の債権者の意思にかかわらず合併が行われ債務者が変更してしまうと債権者の利益を害する可能性がある。他方、吸収会社の債権者としては、債務者である吸収会社が新たな債務を負担することから、自らの債権回収に影響を受ける可能性がある。そのため、後述のように、解散会社及び吸収会社は、合併に関する仮許可を取得した後、それぞれ自らの債権者に対して債務の承継計画案を説明しなければならない（合併規定第27条）。そして、債権者がその承継計画案に同意しない場合、当該債権者には承継計画案の修正を求める権利のみならず、弁済請求権や担保提供を求める権利が認められている（合併規定第28条第1項）。

⑤ 労働者の移転

吸収合併を行う場合、従来解散会社で働いていた労働者も吸収会社に移転する。その場合、労働者が解散会社との間で締結していた労働契約は、吸収会社でも引き続き有効とされ、労働契約上の各権利及び義務は吸収会社に引き継がれる（労働契約法第34条）。もっとも、自社グループ内の事業再編として吸収合併を行う場合、実際には解散会社の事業を縮小、整理する目的で行われることが多い。その場合には、労働者を吸収会社に移転させず、一定の経済補償金を支払い、労働者と労働契約を合意解約することも可能である。

2 外商投資企業の合併手続

Q 2 日本企業乙社は、中国国内に独資企業を数社保有していますが、そのうちY社をX社が吸収合併する方法により、事業再編を実施しようと考えています。具体的にどのような手続に従えばよいでしょうか。

A 2 吸収会社は、解散会社との間で合併協議書を締結し、各審査許可機関の

審査を受け、変更登記等を行うこととなります。これに対し、解散会社は、吸収会社に協力して合併手続を進めると同時に、自社の解散手続を行うこととなります。

(1) 合併協議書の作成及び申請

吸収合併を行う場合、吸収会社と解散会社は合併協議書を作成しなければならず、当該協議書には、合併後の会社の投資総額、登録資本金、合併当事者の債権債務の承継計画、及び従業員の配置方法等の内容を記載しなければなりません（合併規定第21条）。

合併協議書を作成した後、吸収会社は、審査許可機関に対して、各合併当事者に関する以下の資料を提出して審査許可申請をしなければならない（合併規定第20条）。

- ① 各法定代表者が署名した合併申請書及び合併協議書
- ② 最高権力機構による合併に関する承認決議書
- ③ 定款及び合併契約（独資企業の場合には定款のみ）
- ④ 批准証書及び営業許可証の写し
- ⑤ 出資検査報告書
- ⑥ 貸借対照表及び財産の明細
- ⑦ 前年度の会計検査報告書
- ⑧ 債権者名簿
- ⑨ 合併後の会社の定款、契約（独資企業の場合は定款のみ）
- ⑩ 合併後の会社の最高権力機構の構成員名簿
- ⑪ 審査許可機関が要求するその他の資料

合併に関する審査許可については、合併当事者の元の審査許可機関による許可を経て、かつ登記機関において合併後の会社の設立、変更登記手続を行わなければならない（合併規定第7条第1項）。そして、仮に元の審査許可機関及び登記機関が2つ以上ある場合には、合併後の会社所在地の商務部門及び国家工商行政管理総局の授権を受けた登記機関が審査許可及び登記手続を行う（同条第2項）。さらに、合併当事者の投資総額の合計額が、各合併当事者の元の審査許可機関または合併後の会社所在地の審査許可機関の審査許可権限を超える場合には、相応の権限を有する審査許可機関が審査許可を行う（同条第3項）。

(2) 解散会社の手続

解散会社は、吸収会社が合併の審査許可手続を申請する前に、その元の審査許可機関に対して、合併に伴う解散の申請を提出しなければならない。元の審

査許可機関は、この解散申請を受領した日から15日以内に解散に同意するか否かを回答しなければならない。仮に15日以内に回答がない場合、審査許可機関は当該解散に同意したものとみなされる（合併規定第22条）。

（3）仮許可

合併申請を受けた審査許可機関は、上記申請資料を全て受領した日から45日以内に、合併に関する書面による仮許可を出さなければならない。

（4）債権者に対する通知

吸収会社及び解散会社は、審査許可機関が合併に関する仮許可を下した日から10日以内に、それぞれ自らの債権者に対して通知書を送付し、かつ30日以内に全国発行の省級以上の新聞紙上において少なくとも3回公告を行わなければならない。そして、当該通知書及び公告において、各当事者の債務に関する承継計画を説明しなければならない（合併規定第27条）。

上記通知書を受領した債権者はその受領日から30日以内に、また通知書を受領していない債権者は第1回公告の日から90日以内に、債務者である各当事者の債務承継計画を修正するように要求し、またはその債務の弁済もしくは相応の担保提供を請求することができる（合併規定第28条第1項）。ただし、各債権者が、上記期間内にそれらの権利を行使しない場合には、各債権者は債務承継計画に同意したものとみなされ、その後債権者が権利を主張したとしても合併に影響を及ぼさない（合併規定第28条第2項）。

（5）最終審査許可手続

合併する各当事者が第1回公告を行った日から90日を経過しても債権者から特段の異議申立がない場合、合併許可の申請者である吸収会社は、審査許可機関に以下の資料を提出して最終審査許可の申請を行う（合併規定第29条）。

- ① 各当事者が新聞紙上で合併に関する公告を3回掲載した旨の証明
- ② 債権者に通知書を送付した旨の証明
- ③ 各当事者の関連債権及び債務の処理状況に関する説明書
- ④ その他の文書

審査許可機関は上記各資料を受領した日から30日以内に、合併に関する審査許可を行う（合併規定第30条）。そして、審査許可機関が、合併を許可した日から30日以内に、吸収会社は、所管審査許可機関で批准証書の変更、受領手続を行い、解散会社は批准証書の返納手続を行わなければならない（合併規定第32条）。

(6) 登記手続

合併の各当事者は、それぞれ外商投資企業の批准証書を返納、変更または受領した後、各登記機関において、関連する抹消、変更または設立登記手続を行わなければならない（合併規定第33条）。

そして、合併後に存続する吸収会社は、営業許可証の受領日から30日以内に、解散会社の債権者及び債務者に対して、債務者及び債権者変更の通知を発送し、かつ全国発行の省級以上の新聞紙上で公告しなければならない（合併規定第36条）。また、当該期間内に、税務、税関、土地管理及び外貨管理等の関連登記の変更手続を行わなければならない（合併規定第37条）。

(7) 合併の効力

合併の効力に関して、合併に伴い作成された定款や修正合併契約は、審査許可機関がその批准証書を変更または発行した日から効力が生じるとされている（合併規定第35条）。

もっとも、吸収会社の合併後の成立日は、登記機関での変更登記または設立登記手続を行い、新たな営業許可証の発行を受けた日である（合併規定第15条）。従って、例えば、解散会社の経営活動により発生した権利関係は、合併後の会社が新たな営業許可証を受領した日をもって合併後の会社に承継されることになる。